

明治三十一年法律第十一号

民法施行法 抄

民法施行法

第一章 通則

第二章 総則編ニ関スル規定

第三章 物権編ニ関スル規定

第四章 債権編ニ関スル規定

第五章 親族編ニ関スル規定

第六章 相続編ニ関スル規定

第一章 通則

第一条 民法施行前ニ生シタル事項ニ付テハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外民法ノ規定ヲ適用ス

第二章 削除

第三条 削除

第四条 削除

第五条 証書ハ左ノ場合ニ限り確定日付アルモノトス

一 公正証書ナルトキハ其日付ヲ以テ確定日付トス

二 登記所又ハ公証人役場ニ於テ私署証書ニ日付アル印章ヲ押捺シタルトキハ其印章ノ日付ヲ以テ確定日付トス

三 私署証書ノ署名者中ニ死亡シタル者アルトキハ其死亡ノ日ヨリ確定日付アルモノトス

四 確定日付アル証書中ニ私署証書ヲ引用シタルトキハ其証書ノ日付ヲ以テ引用シタル私署証書ノ確定日付トス

五 官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日付ヲ記載シタルトキハ其日付ヲ以テ其証書ノ確定日付トス

六 郵便証書（郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第五十九条第一項ニ規定スル郵便証書ヲ謂フ）ガ同法第五十八条第一号ニ規定スル内容証明ノ取扱ニ係ル認証ヲ為シタルトキハ同号ノ規定ニ從ヒテ記載シタル日付ヲ以テ確定日付トス

指定公証人（公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項ニ規定スル指定公証人ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ其設ケタル公証人役場ニ於テ請求ニ基キ法務省令ノ定ムル方法ニ依リ電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其他ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式（以下電磁的方式ト称ス）ニ依リ作ラルル記録ニシテ電子計算機ニ依ル情報処理ノ用ニ供セラルルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ記録セラレタル情報ニ日付ヲ内容トスル情報（以下日付情報ト称ス）ヲ電磁的方式ニ依リ付シタルトキハ当該電磁的記録ニ記録セラレタル情報ハ確定日付アル証書ト看做ス但公務員ガ職務上作成シタル電磁的記録以外ノモノニ付シタルトキニ限ル

前項ノ場合ニ於テハ日付情報ノ日付ヲ以テ確定日付トス

第六条 私署証書ニ確定日付ヲ付スルコトヲ登記所又ハ公証人役場ニ請求スル者アルトキハ登記官又ハ公証人ハ確定日付簿ニ署名者ノ氏名又ハ其一人ノ氏名ニ外何名ト附記シタルモノ及ヒ件名ヲ記載シ其証書ニ登簿番号ヲ記入シ帳簿及ヒ証書ニ日付アル印章ヲ押捺シ且其印章ヲ以テ帳簿ト証書トニ割印ヲ為スコトヲ要ス

証書力数紙ヨリ成レル場合ニ於テハ前項ニ掲ケタル印章ヲ以テ毎紙ノ綴目又ハ継目ニ契印ヲ為スコトヲ要ス

第七条 公証人法第六十二条ノ七及ビ第六十二条ノ八ノ規定ハ指定公証人ガ第五条第二項ニ規定スル請求ニ因リ日付情報ヲ付スル場合ニ之ヲ準用ス

本法ニ規定スルモノノ外第五条第二項ニ規定スル日付情報ヲ付スルコトニ関スル事項ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム

第八条 私署証書ニ確定日付ヲ付スルコトヲ登記所又ハ公証人役場ニ請求スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ納ムルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記所ニ為ス請求ニ係ル手数料ノ納付ハ収入印紙ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス
第一項ノ規定ハ第五条第二項ニ規定スル請求ヲ行フ者並ニ前条第一項ニ於テ準用スル公証人法第六十二条ノ七第二項及ビ第三項ノ規定ニ依ル請求ヲ行フ者ニ之ヲ準用ス

第九条 左ノ法令ハ民法施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

一 明治五年第二百九十五号布告

二 明治六年第二十一号布告

三 同年第二十八号布告

四 同年第四十号布告

五 同年第六十二号布告

六 同年第七十七号布告

七 同年第一百五十五号布告代人規則

八 同年第二百五十二号布告

九 同年第三百六十六号布告動産不動産書入金穀貸借規則

十 同年第三百六十二号布告出訴期限規則

十一 明治七年第二十七号布告

十二 明治八年第六号布告

十三 同年第六十三号布告

十四 同年第二百二号布告金穀貸借請人証人弁償規則

十五 同年第四百四十八号布告建物書入質規則及ヒ建物売買譲渡規則

十六 明治九年第七十五号布告

十七 同年第九十九号布告

十八 明治十年第五十号布告

十九 明治十四年第七十三号布告

二十 明治十七年第二十号布告

二十一 明治二十三年法律第九十四号財産委棄法

二十二 同年勅令第二百十七号弁済提供規則

明治六年第十八号布告地所質入書入規則ハ第十一条ヲ除ク外民法施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

第十条 削除

第十一条 本法ハ民法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二章 総則編ニ関スル規定

第十二条 民法施行前ニ民法第七条又ハ第十一条ニ掲ケタル原因ノ為メニ後見人ヲ附シタル者ハ其施行ノ日ヨリ禁治産者又ハ準禁治産者ト看做ス

後見人ハ民法施行ノ日ヨリ一个月内ニ禁治産又ハ準禁治産ノ請求ヲ為スコトヲ要ス

第十三条 後見人其他民法第七条ニ掲ケタル者カ民法施行ノ日ヨリ一个月内ニ禁治産又ハ準禁治産ノ請求ヲ為ササリシトキハ其期間經過ノ後ハ前条第一項ノ規定ヲ適用セス

前項ノ期間内ニ禁治産又ハ準禁治産ノ請求アリタルモ裁判所ニ於テ之ヲ却下シタルトキハ抗告期間經過ノ後、若シ抗告アリタルトキハ最後ノ抗告棄却ノ時ヨリ又訴ニ於テ禁治産又ハ準禁治産ノ宣告ヲ取消シタルトキハ其判決確定ノ日ヨリ前条第一項ノ規定ヲ適用セス

第十五条 民法施行ノ日ニ於テ刑事禁治産者タル者ハ其施行ノ日ヨリ能力ヲ回復ス

第十六条 民法施行前ヨリ刑事禁治産者ノ財産ヲ管理スル者ハ刑事禁治産者又ハ刑事禁治産者力定メタル他ノ管理者カ其財産ヲ管理スルコトヲ得ルマテ管理ヲ繼續スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ管理者ハ民法第三百三条ニ定メタル権限ヲ有ス但刑事禁治産者カ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ此限ニ在ラス

第十七条 民法第二十五条乃至第二十九条ノ規定ハ民法施行前ニ住所又ハ居所ヲ去リタル者ニ付テモ亦之ヲ適用ス

民法施行前ヨリ不在者ノ財産ヲ管理スル者ハ其施行ノ日ヨリ民法ノ規定ニ從ヒテ其管理ヲ繼續ス

第十八条 民法第三十条及ヒ第三十一条ノ規定ハ民法施行前ヨリ生死分明ナラサル者ニモ亦之ヲ適用ス

民法施行前既ニ民法第三十条ノ期間ヲ經過シタル者ニ付テハ直チニ失踪ノ宣告ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ失踪者ハ民法ノ施行ト同時ニ死亡シタルモノト看做ス

第十九条乃至第二十八条 削除

第二十九条 民法施行前ニ出訴期限ヲ經過シタル債權ハ時効ニ因リテ消滅シタルモノト看做ス

第三十条 民法施行前ニ出訴期限ヲ經過セサル債權ニ付テハ民法中時効ニ關スル規定ヲ適用ス

第三十一条 民法施行前ニ進行ヲ始メタル出訴期限ハ民法ニ定メタル時効ノ期間ヨリ長キトキハ旧法ノ規定ニ從フ但其殘期ハ民法施行ノ日ヨリ起算シ民法ニ定メタル時効ノ期間ヨリ長キトキハ其日ヨリ起算シテ民法ノ規定ヲ適用ス

第三十二条 前条但書ノ規定ハ旧法ニ出訴期限ナキ權利ニ之ヲ準用ス

第三十三条 前三条ノ場合ニ於テ民法中時効ノ中断及ヒ停止ニ關スル規定ハ民法施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス

第三十四条 第三十条乃至第三十二条ノ規定ハ時効期間ノ性質ヲ有セサル法定期間ニ之ヲ準用ス

第三章 物權編ニ關スル規定

第三十五条 慣習上物權ト認メタル權利ニシテ民法施行前ニ發生シタルモノト雖モ其施行ノ後ハ民法其他ノ法律ニ定ムルモノニ非サレハ物權タル効力ヲ有セス

第三十六条 民法ニ定メタル物權ハ民法施行前ニ發生シタルモノト雖モ其施行ノ日ヨリ民法ニ定メタル効力ヲ有ス

第三十七条 民法又ハ不動産登記法ノ規定ニ依リ登記スヘキ權利ハ從來登記ナクシテ第三者ニ對抗スルコトヲ得ヘカリシモノト雖モ民法施行ノ日ヨリ一年内ニ之ヲ登記スルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第三十八条 民法施行前ヨリ占有又ハ準占有ヲ為ス者ニハ其施行ノ日ヨリ民法ノ規定ヲ適用ス

第三十九条 民法施行前ヨリ動産ヲ占有スル者ハ民法第百九十二条ノ条件ヲ具備スルトキハ民法ノ施行ト同時ニ其動産ノ上ニ行使スル權利ヲ取得ス

第四十条 遺失物ハ明治九年第五十六号布告遺失物取扱規則第二条ニ依リ榜示ヲ為シタル後一年内ニ其所有者ノ知レサルトキハ民法施行前ニ其榜示ヲ為シタルトキト雖モ拾得者其所有權ヲ取得ス但漂著物ニ付テハ明治八年第六十六号布告内國船難破及漂流物取扱規則ノ規定ニ從フ

第四十一条 埋藏物ニ付テハ特別法ノ施行ニ至ルマテ遺失物ト同一ノ手續ニ依リテ公告ヲ為スコトヲ要ス

第四十二条 民法施行前ヨリ民法第二百四十二条乃至第二百四十六条ノ規定ニ依レハ所有權ヲ取得スヘカリシ状況ニ在ル者ハ民法ノ施行ト同時ニ民法ノ規定ニ從ヒテ所有權ヲ取得ス但第三者力正當ニ取得シタル權利ヲ妨ケス

第四十三条 共有者ハ民法施行前ニ於テ五年ヲ超ユル期間内共有物ノ分割ヲ為ササル契約ヲ為シタルトキハ其契約ハ民法施行ノ日ヨリ五年ヲ超エサル範圍内ニ於テ其効力ヲ有ス

第四十四条 民法施行前ニ設定シタル地上權ニシテ存続期間ノ定ナキモノニ付キ當事者ハ民法第二百六十八條第二項ノ請求ヲ為シタルトキハ裁判所ハ設定ノ時ヨリ二十年以上民法施行ノ日ヨリ五十年以下ノ範圍内ニ於テ其存続期間ヲ定ム

地上權者ハ民法施行前ヨリ有シタル建物又ハ竹木アルトキハ地上權ハ其建物ノ朽廢又ハ其竹木ノ伐採期ニ至ルマテ存続ス

地上權者力前項ノ建物ニ修繕又ハ變更ヲ加ヘタルトキハ地上權ハ原建物ノ朽廢スヘカリシ時ニ於テ消滅ス

第四十五条 廃止

第四十六条 民法第二百七十五条及ヒ第二百七十六条ノ期間ハ民法施行前ヨリ同条ニ定メタル事実カ始マリタルトキト雖モ其始ヨリ之ヲ起算ス

第四十七条 民法施行前ニ設定シタル永小作權ハ其存続期間カ五十年ヨリ長キトキト雖モ其効力ヲ存ス但其期間ハ民法施行ノ日ヨリ起算シテ五十年ヲ超ユルトキハ其日ヨリ起算シテ之ヲ五十年ニ短縮ス

民法施行前ニ期間ヲ定メスシテ設定シタル永小作權ノ存続期間ハ慣習ニ依リ五十年ヨリ短キ場合ヲ除ク外民法施行ノ日ヨリ五十年トス

民法施行前ニ永久存続スヘキモノトシテ設定シタル永小作權ハ民法施行ノ日ヨリ五十年ヲ經過シタル後一年内ニ所有者ニ於テ相當ノ償金ヲ払ヒテ其消滅ヲ請求スルコトヲ得若シ所有者カ此權利ヲ拋棄シ又ハ一年内ニ此權利ヲ行使セサルトキハ爾後一年内ニ永小作人ニ於テ相當ノ代価ヲ払ヒテ所有權ヲ買取ルコトヲ要ス

第四十八条 民法ノ規定ニ從ヘハ民法施行前ヨリ先取特權ヲ有スヘカリシ債權者ハ其施行ノ日ヨリ先取特權ヲ有ス

第四十九条 民法第三百七十条ノ規定ハ民法施行前ニ抵当權ノ目的タル不動産ニ附加シタル物ニモ亦之ヲ適用ス

第五十条 民法第三百七十五条ノ規定ハ民法施行前ニ設定シタル抵当權ニモ亦之ヲ適用ス但民法施行ノ日ヨリ一年内ニ特別ノ登記ヲ為シタル利息其他ノ定期金ニ付テハ元本ト同一ノ順位ヲ以テ抵当權ヲ行フコトヲ得

第四章 債權編ニ關スル規定

第五十三条 民法施行前ヨリ債務ヲ負擔スル者力其施行ノ後ニ至リ債務ヲ履行セサルトキハ民法ノ規定ニ從ヒ不履行ノ責ニ任ス

前項ノ規定ハ債權者力債務ノ履行ヲ受クルコトヲ拒ミ又ハ之ヲ受クルコト能ハサル場合ニ之ヲ準用ス

第五十六条 金錢ヲ目的トスル債務ヲ負擔シタル者力民法施行前ヨリ其履行ヲ怠リタルトキハ損害賠償ノ額ハ其施行ノ日以後ハ民法第四百四条ニ定メタル利率ニ依リテ之ヲ定ム但民法第四百九十九条第一項但書ノ適用ヲ妨ケス

第五十七条 削除

第五十八条 民法施行前ニ發生シタル債務ト雖モ相殺ニ因リテ之ヲ免ルルコトヲ得

双方ノ債務力民法施行前ヨリ互ニ相殺ヲ為スニ適シタルトキハ相殺ノ意思表示ハ民法施行ノ日ニ遡リテ其効力ヲ生ス

第五十九条 民法第六百五条ノ規定ハ民法施行前ニ為シタル不動産ノ賃貸借ニモ亦之ヲ適用ス

第六十条 第四十五条ノ規定ハ外國人又ハ外國法人ニ土地ヲ賃貸シタル場合ニ之ヲ準用ス

第五章 親族編ニ關スル規定

第六十二条 民法施行ノ際家族タル者ハ民法ノ規定ニ依レハ家族タルコトヲ得サル者ト雖モ之ヲ家族トス

家族ハ民法施行ノ日ヨリ民法ノ規定ニ從ヒテ戸主權ニ服ス

第六十三条 民法ノ規定ニ依レハ父又ハ母ノ家ニ入ルヘキ者ト雖モ民法施行ノ際他家ニ在ル者ニハ其規定ヲ適用セス

第六十四条 民法施行前ニ隱居者又ハ家督相続人カ詐欺又ハ強迫ニ因リ隱居ヲ為シ又ハ相続ヲ承認シタルトキハ民法第七百五十九条ノ規定ニ依リテ之ヲ取消スコトヲ得但第三十二条及ヒ第三十四条ノ適用ヲ妨ケス

民法第七百六十条ノ規定ハ民法施行前ニ家督相続人ノ債權者ト為リタル者ニモ亦之ヲ適用ス

第六十五条 民法施行前ニ為シタル婚姻又ハ養子縁組力其當時ノ法律ニ依レハ無効ナルトキト雖モ民法ノ規定ニ依リ有効ナルヘキトキハ民法施行ノ日ヨリ有効トス

第六十六条 民法第七百六十七條第一項ノ期間ハ前婚力民法施行前ニ解消シ又ハ取消サレタルトキト雖モ其解消又ハ取消ノ時ヨリ之ヲ起算ス

第六十七条 民法施行前ニ生シタル事実カ民法ニ依リ婚姻又ハ養子縁組ノ取消ノ原因タルヘキトキハ其婚姻又ハ養子縁組ハ之ヲ取消スコトヲ得但其事実カ既ニ民法ニ定メタル期間ヲ經過シタルモノナルトキハ此限ニ在ラス

第六十八条 民法施行前ニ為シタル婚姻又ハ養子縁組ト雖モ其施行ノ日ヨリ民法ニ定メタル効力ヲ生ス

第六十九條 民法施行前ニ婚姻ヲ為シタル者カ夫婦ノ財産ニ付キ別段ノ契約ヲ為ササリシトキハ其財産關係ハ民法施行ノ日ヨリ法定財産制ニ依ル

民法施行前ニ夫婦カ其財産ニ付キ契約ヲ為シタルトキハ其契約ハ婚姻届出ノ後ニ為シタルモノト雖モ其効力ヲ存ス但キ其契約法定財産制ニ異ナルトキハ民法施行ノ日ヨリ六个月内ニ其登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ夫婦ノ承継人及ヒ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第七十條 民法施行前ニ生シタル事実カ民法ニ依リ離婚又ハ離婚ノ原因タルヘキトキハ夫婦又ハ養子縁組ノ当事者ノ一方ハ離婚又ハ離婚ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

第六十七條但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十一條 嫡出ノ推定及ヒ否認ニ關スル民法ノ規定ハ民法施行前ニ懷胎シタル子ニモ亦之ヲ適用ス

第七十二條 子ハ民法施行ノ日ヨリ民法ノ規定ニ從ヒテ父又ハ母ノ親權ニ服ス

第七十三條 裁判所ハ民法施行前ニ生シタル事実ニ拠リテ親權又ハ管理權ノ喪失ヲ宣告スルコトヲ得

第七十四條 民法第九百條第一号ノ場合ニ於テ民法施行ノ際未成年者ノ後見人タル者アルトキハ其後見人ハ民法施行ノ日ヨリ民法ノ規定ニ從ヒテ其任務ヲ行フ

第七十五條 民法第九百條第一号ノ場合ニ於テ民法施行ノ際未成年者カ後見人ヲ有セサルトキハ民法ニ定メタル者其後見人ト為ル

第七十六條 民法施行前ニ民法第七條又ハ第十一條ニ掲ケタル原因ノ為メニ後見人ヲ附シタル者アル場合ニ於テ後見人其他民法第七條ニ掲ケタル者ノ請求ニ因リ禁治産ノ宣告アリタルトキハ後見人ハ其宣告ノ時ヨリ民法ノ規定ニ從ヒテ後見人ノ任務ヲ行ヒ準禁治産ノ宣告アリタルトキハ保佐人ノ任務ヲ行フ

第七十七條 民法施行前ニ未成年者又ハ民法第七條若クハ第十一條ニ掲ケタル原因ニ非サル事由ノ為メニ選任シタル後見人ノ任務ハ民法施行ノ日ヨリ終了ス

未成年者ノ後見人又ハ民法第七條若クハ第十一條ニ掲ケタル原因ノ為メニ選任シタル後見人カ民法第九百八條ニ該當スルトキ亦同シ

第七十八條 民法第九百三十七條及ヒ第九百四十條乃至第九百四十二條ノ規定ハ前条ノ場合ニ之ヲ準用ス

民法第九百三十八條ノ規定ハ前条第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十九條 第七十四條又ハ第七十六條ノ規定ニ依リテ後見人ノ任務ヲ行フ者ハ後見監督人ヲ選任セシムル為メ遲滞ナク親族会ノ招集ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス若シ之ニ違反シタルトキハ親族会ハ其後見人ヲ免黜スルコトヲ得

第八十條 第七十四條又ハ第七十六條ノ規定ニ依リテ後見人ノ任務ヲ行フ者ハ遲滞ナク被後見人ノ財産ヲ調査シ其目錄ヲ調製スルコトヲ要ス

民法第九百十七條第二項、第三項、第九百十八條及ヒ第九百十九條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八十一條 民法第九百二十四條及ヒ第九百二十七條ノ規定ハ後見人カ第七十四條又ハ第七十六條ノ規定ニ依リテ其任務ヲ行フ場合ニ之ヲ準用ス

第八十二條 民法第九百三十條ノ規定ハ後見人カ民法施行前ニ被後見人ノ財産又ハ被後見人ニ對スル第三者ノ權利ヲ讓受ケタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第八十三條 後見人カ民法施行前ヨリ被後見人ノ財産ヲ賃借セルトキハ後見監督人ヲ選任セシムル為メ招集シタル親族会ノ同意ヲ求ムルコトヲ要ス若シ親族会カ同意ヲ為ササリシトキハ賃貸借ハ其効力ヲ失フ

第六章 相続編ニ關スル規定

第八十四條 民法施行前ニ民法第九百六十九條及ヒ第九百九十七條ニ掲ケタル行為ヲ為シタル者ト雖モ相続人タルコトヲ得ス

第八十五條 民法第九百七十四條及ヒ第九百九十五條ノ規定ハ相続人タルヘキ者カ民法施行前ニ死亡シ又ハ其相続權ヲ失ヒタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

第八十六條 相続人廢除ノ原因タル事実カ民法施行前ニ生シタルトキト雖モ廢除ノ請求ヲ為スコトヲ得

第八十七條 相続人廢除ノ取消ニ關スル民法ノ規定ハ其施行前ニ廢除シタル相続人ニモ亦之ヲ適用ス

第八十八條 家督相続人指定ノ取消ニ關スル民法ノ規定ハ其施行前ニ指定シタル家督相続人ニモ亦之ヲ適用ス

第八十九條 民法第九百八十九條ノ規定ハ民法施行前ニ前戸主ノ債權者ト為リタル者ニモ亦之ヲ適用ス

第九十條 民法第一千七條及ヒ第八十八條ノ規定ハ民法施行前ニ為シタル贈与ニモ亦之ヲ適用ス

第九十一條 相続ノ承認、拋棄及ヒ財産ノ分離ニ關スル民法ノ規定ハ其施行前ニ開始シタル相続ニハ之ヲ適用セス

第九十二條 相続人曠欠ノ場合ニ關スル民法ノ規定ハ其施行前ニ開始シタル相続ニ付テハ其施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス

第九十三條 相続財産ノ管理人カ民法第一千五十七條ノ規定ニ依リテ為スヘキ公告ハ裁判所カ同法第一千五十八條ノ規定ニ依リテ為スヘキ公告ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

第九十四條 遺言ノ成立及ヒ取消ニ付テハ其當時ノ法律ヲ適用シ其効力ニ付テハ遺言者ノ死亡ノ時ノ法律ヲ適用ス

第九十五條 民法第一千百三十二條乃至第一千百三十六條及ヒ第一千百三十八條乃至第一千百四十五條ノ規定ハ民法施行前ニ為シタル贈与ニモ亦之ヲ適用ス

附 則 (明治三十四年九月二二日法律第三十九號) 抄

第五條 本法ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (明治三十九年三月二二日法律第一三三號) 抄

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則 (大正一一年四月二五日法律第七一號) 抄

第三百八十三條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則 (昭和二十四年五月三一日法律第一三七號) 抄

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則 (昭和三十八年七月九日法律第一二六號) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十四年二月二〇日法律第六八號) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (昭和六〇年六月七日法律第五四號) 抄

第一条 この法律は、昭和六十年七月一日から施行する。

附 則 (平成三年五月二二日法律第七九號) 抄

(法人の解散の登記に關する経過措置)

第三条 この法律の施行前に主務官庁が設立許可を取り消し、又は解散を命じた法人の解散の登記に關しては、なお従前の例による。

附 則 (昭和六〇年六月七日法律第五四號) 抄

第一条 この法律は、昭和六十年七月一日から施行する。

附 則 (平成三年五月二二日法律第七九號) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 第六条から第二十一条まで、第二十五条及び第三十四条並びに附則第八条から第十三条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）でこの法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

附 則（平成五年二月二日法律第八十九号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴聞若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二十一年七月一六日法律第八十七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六條、第八條及び第十七條の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第五十七條第四項から第六項まで、第六十條、第六十三條、第六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

(事務の区分に関する経過措置)

第五十一条 第九十三條の規定による改正後の民法第八十三條ノ三第一項及び第九十四條の規定による改正後の民法施行法第二十三條第四項前段の各規定により都道府県が処理することとされる

事務は、施行日から起算して二年間は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(国等の事務)

第五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第六十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二年四月一九日法律第四〇号） 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一四年七月三一日法律第九八号） 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一六年二月一日法律第一四七号） 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一六年二月三日法律第一五二号） 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四十条 附則第三条から第十条まで、第二十九条及び前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一七年七月二六日法律第八七号） 抄

この法律は、公社法の施行の日から施行する。

附 則（平成一七年一〇月二二日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

（民法施行法の一部改正に伴う経過措置）

第五十七条 この法律の施行前に旧公社においてある事項を記入し、日付を記載した私署証書は、確定日付のある証書とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第一百七十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定により

なおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号）

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。ただし、第百三十三条第一項及び第三項（第三号に係る部分に限る。）、第百三十四条、第百三十五条第二項（第四号に係る部分に限る。）、第百三十七条、第百三十八条第一項、第百四十二条（公益法人認定法第四十七条の規定を準用する部分に限る。）、第百六十九条（内閣府設置法附則第二条第一項に一号を加える改正規定中特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整に係る部分を除く。）並びに第二百三条の規定は、公益法人認定法附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成一八年二月二〇日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条（建設業法第二十二條第一項及び第三項の改正規定、同法第二十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十四条、第二十六条第三項から第五項まで、第四十条の三及び第五十五条の改正規定を除く。）及び附則第十三条（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）附則第一項ただし書の改正規定に限る。）の規定 平成十九年四月一日

附 則（平成一九年三月三一日法律第三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行し、第二条第一項第四号、第十六号及び第十七号、第二章第四節、第十六節及び第十七節並びに附則第四十九条から第六十五条までの規定は、平成二十年度の予算から適用する。

一から二まで 略

三 附則第二百六十条、第二百六十二条、第二百六十四条、第二百六十五条、第二百七十条、第二百九十六条、第三百十一条、第三百三十五条、第三百四十条、第三百七十二号及び第三百八十二条の規定 平成二十三年四月一日

（登記印紙の廃止に伴う経過措置）

第三百八十二条 附則第二百六十条の規定による改正後の民法施行法第八条第二項、附則第二百六十二条の規定による改正後の抵当証券法第三条第五項（同法第二十二條において準用する場合を含む。）、附則第二百九十六条の規定による改正後の商業登記法第十三条第二項本文（同法第四十九条第七項（同法第九十五条、第百十一条及び第百十八条において準用する場合を含む。）及び他の法令において準用する場合を含む。）、附則第三百十一条の規定による改正後の電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律第三条第四項本文、附則第三百三十五条の規定による改正後の動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第二十一条第二項本文、附則第三百四十条の規定による改正後の後見登記等に関する法律第十一

条第二項本文又は附則第三百七十二条の規定による改正後の不動産登記法第百十九條第四項本文（同法第百二十條第三項、第百二十一條第三項及び第百四十九條第三項並びに他の法令において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当分の間、手数料を納付するときは、収入印紙又は登記印紙をもつてすることができる。

（罰則に関する経過措置）

第三百九十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三百九十二条 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十三年五月二十五日法律第五三〇号）

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附則（平成二十三年六月二四日法律第七四〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（平成二十六年六月一三日法律第六九〇号）抄

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十九年六月二日法律第四五〇号）

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第百六十七條の二、第百六十七條の三及び第百六十二條の規定は、公布の日から施行する。

附則（令和元年二月二日法律第七一〇号）抄

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九條の改正規定（「第六十八條第二項」を「第八十六條第一項」に改める部分に限る。）、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六條第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六條第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七條の改正規定、第七十八條及び第七十九條の規定、第八十九條中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六條第一項の改正規定並びに第百二十四條及び第百二十五條の規定 公布の日

二 略

三 第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第四条の改正規定（並びに第百三十二條を「第百三十二條から第百三十七條まで並びに第百三十九條」に改める部分に限る。）、第三条から第五條までの規定、第六條中商業登記法第七條の二、第十一條の二、第十五條、第十七條及び第十八條の改正規定、同法第四十八條の前の見出しを削る改正規定、同条から同法第五十條まで並びに同法第八十二條第二項及び第三項の改正規定、同条第四項の改正規定（本店の所在地における）を削る部分に限る。）、同法第八十七條第一項及び第二項並びに第九十一條第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（本店の所在地における）を削る部分に限る。）、並びに同法第九十五條、第百一十一條、第百十八條及び第百三十八條の改正規定、第九條中社債、株式等の振替に関する法律第百五十一條第二項第一号の改正規定、同法第百五十五條第一項の改正規定（「（以下この条）」の下に「及び第百五十九條の二第二項第四号」を加える部分に限る。）、同法第百五十九條の次に一條を加える改正規定、同法第二百二十八條第二項の表第五十九條第三項第一号の項の次に次のように加える改正規定、同法第二百三十五條第一項の改正規定（「（以下この条）」の下に「第百五十九條の二第二項第四号」を加える部分に限る。）、同法第二百三十九條第一項の項の次に次のように加える改正規定及び同法第二百三十九條第二項の表に次のように加える改正規定、第十條第二項から第二十三項までの規定、第十一條中会社更生法第二百六十一條第一項後段を削る改正規定、第十四條中会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六條の改正規定、第十五條中一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の目次の改正規定（「従たる事務所の所在地における登記（第三百三十二條—第三百三十四條）」を「削除」に改める部分に限る。）、同法第四十七條の次に五條を加える改正規定、同法第三百一十一條第二項第四号の次に一號を加える改正規定、同法第六章第四節第三款、第三百十五條及び第三百二十九條の改正規定、同法第三百三十條の改正規定（「第四十九條から第五十二條まで」を「第五十一條、第五十二條」に、「及び第百三十二條」を「第百三十一條から第百三十七條まで及び第百三十九條」に改め、「支店」とあるのは「従たる事務所」とを削る部分に限る。）並びに同法第三百四十二條第十号の次に一號を加える改正規定、第十七條中信託法第二百四十七條の改正規定（「第三項を除く。）、第十八條」を削る部分に限る。）、第十八條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第二十二條及び第二十三條の規定、第二十五條中金融商品取引法第八十九條の三の改正規定、同法第八十九條の四第二項を削る改正規定、同法第九十條の改正規定（「第十七條から」の下に「第十九條の三まで、第二十一條及び第百四十六條の二」を「第十四號及び第十五號」に改める部分、及び「第二十條第三項」を削る部分及び「読み替える」を「同法第百四十六條の二」中「商業登記法（とあるのは「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五號）第九十條において準用する商業登記法（と、商業登記法第百四十五條」とあるのは「金融商品取引法第九十條において準用する商業登記法第百四十五條」と読み替える」に改める部分を除く。）、同法第百十條の四、第百一十一條の二十第一項、第百二十二條第一項及び第百二十二條の十の改正規定、同法第百二十二條の十一の改正規定（「第十七條から」の下に「第十九條の三まで、第二十一條から」を加え、「第十五號及び第十六號」を「第十四號及び第十五號」に改める部分、及び「第二」

十条第三項」を削る部分及び「読み替える」を、「同法第四百十六條の二中「商業登記法（とあるのは「金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号） 第一百二條の十一において準用する商業登記法（と、「商業登記法第四百十五條」とあるのは「金融商品取引法第一百二條の十一において準用する商業登記法第四百十五條」と読み替える）」に改める部分を除く。）並びに同法第四百十五條第一項及び第四百十六條の改正規定、第二十七條中損害保険料率算出団体に関する法律第二十三條から第二十四條の二までの改正規定及び同法第二十五條の改正規定（第二十三條の二まで、を「第十九條の三まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、添付書面の特例）、第二十一條から」に、「第十五号及び第十六号」を「第十四号」に改める部分を除く。）、第三十二條中投資信託及び投資法人に関する法律第九十四條第一項の改正規定（「第三百五條第一項本文及び第四項」の下に「から第六項まで」を加える部分を除く。）、同法第六百六十四條第四項の改正規定、同法第六百六十六條第二項第八号の次に一号を加える改正規定、同法第七百七十七條の改正規定（、「第二十條第一項及び第二項」を削る部分及び、「同法第二十四條第七号中「若しくは第三十條第二項若しくは」とあるのは「若しくは」とを削り、「第七百七十五條」との下に、「同法第六百四十六條の二中「商業登記法（とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号） 第七百七十七條において準用する商業登記法（と、「商業登記法第四百十五條」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第七百七十七條において準用する商業登記法第四百十五條」とを加える部分を除く。）」及び同法第二百四十九條第十九號の次に一号を加える改正規定、第三十四條中信用金庫法の目次の改正規定（「第四十八條の八」を「第四十八條の十三」に改める部分に限る。）、同法第四十六條第一項の改正規定、同法第四章第七節中第四十八條の八の次に五條を加える改正規定、同法第六十五條第二項、第七十四條から第七十六條まで及び第七十七條第四項の改正規定、同法第八十五條の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、同法第八十七條の第四項の改正規定並びに同法第九十一條第一項第十二號の次に一号を加える改正規定、第三十六條中労働金庫法第七十八條から第八十條まで及び第八十一條第四項の改正規定並びに同法第八十九條の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第三十八條中金融機関の合併及び転換に関する法律第六十四條第一項の改正規定、第四十條の規定（同条中協同組織金融機関の優先出資に関する法律第六十四條第二項及び第二十二條第五項第三号の改正規定を除く。）、第四十一條中保険業法第四十一條第一項の改正規定、同法第四十九條第一項の改正規定（「規定中」を「規定（同法第二百九十八條（第一項第三号及び第四号を除く。）、第三百十一條第四項並びに第五項第一号及び第二号、第三百十二條第五項並びに第六項第一号及び第二号、第三百十四條、第三百十八條第四項、第三百二十五條の二並びに第三百二十五條の五第二項を除く。）」中「株主」とあるのは「総代」と、これらの規定（同法第二百九十九條第一項及び第三百二十五條の三第一項第五号を除く。）」中「に改め、」及び「取締役会設置会社」を削り、「相互会社」と、「の下に「これらの規定中」を加え、これらの規定（同法第二百九十八條第一項（各号を除く。）」及び第四項、第三百十一條第四項、第三百十二條第五項、第三百十四條並びに第三百十八條第四項を除く。）」中「株主」とあるのは「総代」とを削り、「各号を除く。）」及び第四項中「を「第三号及び第四号を除く。）」中「前条第四項」とあるのは「保険業法第四十五條第二項」と、「株主」とあるのは「社員又は総代」と、「次項本文及び次条から第三百二条まで」とあるのは「次条及び第三百条」と、同条第四項中「取締役会設置会社」とあるのは「相互会社」と、「に、第三百十一條第四項及び第三百十二條第五項」を「第三百十一條第一項中「議決権行使書面に」とあるのは「議決権行使書面（保険業法第四十八條第三項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。）」に」と、同条第四項並びに第五項第一号及び第二号並びに同法第三百十二條第五項並びに第六項第一号及び第二号」に改め、「共同」を削る部分を除く。）、同法第六十四條第二項及び第三項の改正規定、同法第六十七條の改正規定（、「第四十八條」を「第五十一條」に改め、「支店所在地における登記、」を削り、「登記」並びに「を「登記、」に、「第四百四十八條」を「第三百三十七條」に、「職権抹消、」を「職権抹消」並びに「第三百三十九條から第四百四十八條まで（に改める部分及び「第四十八條から第五十三條までの規定中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」を「第四十

七条第三項中「前項」とあるのは「保険業法第六十四條第一項」と、同法第五十五條第一項中「会社法第三百四十六條第四項」とあるのは「保険業法第五十三條の十二第四項」と、同法第四百十六條の二中「商業登記法（とあるのは「保険業法（平成七年法律第五号） 第六十七條において準用する商業登記法（と、「商業登記法第四百十五條」とあるのは「保険業法第六十七條において準用する商業登記法第四百十五條」と、同法第四百十八條中「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る。）、同法第八十四條第一項並びに第九十六條の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六條の十六第四項の改正規定（並びに「を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る。）、同法第六百六十九條の五第三項を削る改正規定、同法第七百七十一條及び第七百八十三條第二項の改正規定、同法第二百十六條の改正規定（、「第二十條第一項及び第二項（印鑑の提出）」を削り、「第十一号及び第十二号」を「第十号及び第十一号」に改める部分及び、「において」の下に「同法第十二條第一項第五号中「会社更生法（平成十四年法律第五十四号）とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とを加える部分を除く。）」並びに同法第三百三十三條第一項第十七號の次に一号を加える改正規定、第四十三條中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六百六十二條第一項後段を削る改正規定並びに同法第三百三十五條第一項後段及び第三百五十五條第一項後段を削る改正規定、第四十五條中資産の流動化に関する法律第二十二條第二項第七號の次に一号を加える改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第六十五條第三項の改正規定、同法第八十三條第一項の改正規定（「第二十七條」を「第十九條の三」に、「印鑑の提出、」を「）、第二十一條から第二十七條まで（に改める部分、同法第二十四條第七号中「書面若しくは第三十條第二項若しくは第三十一條第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」とを削る部分及び「準用する会社法第五百七十七條第三項」との下に、「同法第四百四十六條の二中「商業登記法（とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五百五号） 第八十三條第一項において準用する商業登記法（と、「商業登記法第四百四十五條」とあるのは「資産の流動化に関する法律第八十三條第一項において準用する商業登記法第四百四十五條」とを加える部分を除く。）」及び同法第三十六條の次に一号を加える改正規定、第四十八條の規定、第五十條中政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五條の三の改正規定（（第三項を除く。）」を削る部分に限る。）、第五十二條、第五十三條及び第五十五條の規定、第五十六條中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第二十二條の改正規定（、「同法第九百三十七條第一項中「第九百三十條第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七條第二項各号」とを削る部分に限る。）、同法第三十九條、第五十六條第六項、第五十七條及び第六十七條から第六十九條までの改正規定、同法第七十八條の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）」並びに同法第八十三條の改正規定、第五十八條及び第六十一條の規定、第六十七條の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第六十九條中消費生活協同組合法第八十一條から第八十三條まで及び第九十條第四項の改正規定並びに同法第九十二條の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第七十一條中医療法第四十六條の三の六及び第七十條の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三條の改正規定（同条第四号中「第五十一條の三」を「第五十一條の三第一項」に改める部分を除く。）、第七十七條の規定、第八十條中農村負債整理組合法第二十四條第一項の改正規定（「第十七條（第三項ヲ除ク）」を「第十七條」に改める部分に限る。）、第八十一條中農業協同組合法第三十六條第七項の改正規定、同法第四十三條の六の次に一号を加える改正規定、同法第四十三條の七第三項の改正規定及び同法第一百零一第一項第四十號の次に一号を加える改正規定、第八十三條中水産業協同組合法第四十條第七項の改正規定、同法第四十七條の五の次に一号を加える改正規定、同法第八十六條第二項の改正規定及び同法第三百三十條第一項第三十八號の次に一号を加える改正規定、第八十五條中漁船損害等補償法第七十一條から第七十三條までの改正規定及び同法第八十三條の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第八十七條中森林組合法第五十條第七項の改正規定、同法第六十條の三の次に一号を加える改正規定、同法第六十條の四第三項及び第六百零二條の改正規定並びに同法第二百二十二條第一項第十二號の次に一号を加える改正規定、第八十九條中農林中央金庫及び特定農水産業協

同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二条第二項の改正規定、第九十条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条第三項の改正規定及び同法第一百条第一項第十六号の次に一号を加える改正規定、第九十三条中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十三条から第九十五条まで、第九十六条第四項及び第九十七条第一項の改正規定並びに同法第一百三十三条の改正規定（「第四十八条」を「第五十一条」に、「並びに第三百三十二条」を「第三百三十二条から第三百三十七条まで並びに第三百三十九条」に改める部分及び「、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」とを削る部分に限る。）、第九十六条の規定（同条中商品先物取引法第十八条第二項の改正規定、同法第二十九条の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）、並びに同法第五十八条、第七十七条第二項及び第四百四十四条の十一第二項の改正規定を除く。）、第九十八条中輸出入取引法第十九条第一項の改正規定（第八項の下に「第三十八条の六」を加える部分を除く。）、第一百条の規定（同条中中小企業団体の組織に関する法律第一百三十一条第十三号の改正規定を除く。）、第一百零二条中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節、第五百九十九条第三項から第五項まで及び第六十条第一項の改正規定並びに同法第六十八條の改正規定（「第四十八条」を「第五十一条」に、「並びに第三百三十二条」を「第三百三十二条から第三百三十七条まで並びに第三百三十九条」に改め、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一項」を削る部分に限る。）、第一百七十条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、並びに第一百一十一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、会社法改正法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

附 則（令和三年四月二八日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中不動産登記法第三十一条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定 公布の日（その他の経過措置の政令等への委任）

第三十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日